

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務(経由事務)における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和2年11月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務
②事務の概要	戦没者等の遺族から、特別弔慰金に関する請求等を受け付け、都道府県知事に進達する事務を行うもの
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表第1 48項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第39条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課
②所属長の役職名	障害企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 健康福祉局障害福祉部障害企画課 電話番号 052-972-2587 ファクス番号 052-951-3999

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1 47項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条第1項、第2項、第3項	別表第1 48項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第39条	事前	誤記修正
平成30年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	障害企画課長 稲垣 弘和	障害企画課長 服部 具宏	事後	人事異動
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害企画課長 服部 具宏	障害企画課長	事後	保護評価書の様式改正による
令和1年6月28日	V リスク対策	-	1. 基礎項目評価書 2. 十分である 3. 十分である 十分である 4. 委託しない 5. 十分である 6. 接続しない(入手) 接続しない(提供) 7. 十分である 8. 自己点検 9. 十分に行っている	事後	保護評価書の様式改正による
令和2年11月27日	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市民経済局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	組織の変更
令和2年11月27日	Ⅱしきい値判断項目	1.対象人数(時点)平成27年12月1日	1.対象人数(時点)令和2年10月31日	事後	計数時点の最新化
令和2年11月27日	Ⅱしきい値判断項目	1.対象人数(時点)平成27年12月1日	1.対象人数(時点)令和2年10月31日	事後	計数時点の最新化